

スルコトヲ要ス

本聯盟委員及ハ各支部ニ於テ公選シテ之ヲ選入シテ之ヲ出頭委員トシテ之ヲ選入ス

四 中央委員ニ中央委員ノ公選シテ之ヲ選入シテ之ヲ出頭委員トシテ之ヲ選入ス

八 支部ニ於テハ支部長トシテ之ヲ選入ス

九 支部長ハ本聯盟ノ命令ニ従フニ當リ其ノ職務ヲ履行スルニ當リ其ノ職務ヲ懈怠スルコトヲ得ズ

十 支部長ハ本聯盟ノ命令ニ従フニ當リ其ノ職務ヲ履行スルニ當リ其ノ職務ヲ懈怠スルコトヲ得ズ

十一 支部長ハ本聯盟ノ命令ニ従フニ當リ其ノ職務ヲ履行スルニ當リ其ノ職務ヲ懈怠スルコトヲ得ズ

十二 支部長ハ本聯盟ノ命令ニ従フニ當リ其ノ職務ヲ履行スルニ當リ其ノ職務ヲ懈怠スルコトヲ得ズ

第二十條

六 中央委員及ハ各支部ニ於テ公選シテ之ヲ選入シテ之ヲ出頭委員トシテ之ヲ選入ス

七 中央委員ニ於テハ中央委員ノ公選シテ之ヲ選入シテ之ヲ出頭委員トシテ之ヲ選入ス

八 支部ニ於テハ支部長トシテ之ヲ選入ス

第二十一條

財團法人協同會大綱

六 専門部長ハ中央委員會ニ於テ公選シテ之ヲ選入シテ之ヲ出頭委員トシテ之ヲ選入ス

事務ヲ分擔處理スルモノトス

第五章 加盟及罰則

第二十一條

本同盟ニ加盟セントスル團體ハ左ノ要件ヲ具備スルコトヲ要ス

イ、本同盟ノ綱領、主張、規約ヲ遵守スルコトヲ承認シタル五十人以上ノ労働者ヲ以テ組織セル労働組合タルコト

ロ、毎月定額ノ本部費ヲ納付スル外大會及中央委員會ノ決議スル臨時費ヲ負擔シ日將來脱退及ビ被脱退ニ際シ財産上何等ノ請求ヲナサザルコト

ハ、大會若クハ中央委員會ノ承認ヲ經ルコト

本同盟加盟組合ニシテ左ノ各項ノ一ニ該當スルモノハ大會又ハ中央委員會ノ決議ヲ以テ除名其他ノ處分